

## ゲタ対策・水田活用の直接支払交付金等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用直接支払交付金等については、自然災害等により、減収や収穫皆無となった場合でも、一定の条件を満たせば交付対象となります。

その際には、被害状況等の確認が必要になりますので、すき込む前に、必ず農業再生協議会へご相談ください。

### 大豆であれば・・・

生産段階では順調に育っている場合でも、収穫の段階でさやの中に子実が少なく、減収になることもありますので、ほ場や作物の状況を写真(日付入り)で残してください。

自然災害の発生  
(減収や収穫皆無)

農業再生協議会に連絡・相談

協議会による状況の聞き取りや確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産管理が行われていることが確認できれば交付対象となります。

【必要書類】 ※書類不足時は交付対象外

- ①作業日誌等の生産記録(耕起、は種、防除など)
- ②資材の購入伝票等(農薬、肥料、種子など)

③被害状況や対策状況の「写真」(撮影日・地名地番入り)

※被害前の順調に栽培されていた状況(生育状況)や写真も併せてご提出いただくと、よりスムーズに確認ができます。



ご注意

協議会への事前連絡・相談なく作業を行った場合、被害確認ができないため交付対象外となる場合があります。

また、必要書類の提出がない場合は

**補助金の返還対象**となりますので

**必ず事前に協議会までご連絡ください。**



詳細はHPにて



【お問い合わせ先】

長浜市農業再生協議会事務局(長浜市役所2階 農政課内)

☎ 0749-65-6520

開庁時間 9:00~16:45